

多面的機能支払交付金の概要

令和5年2月17日（金）

中国四国農政局

農村振興部 農地整備課 多面的機能支払推進室

1. 日本型直接支払制度の概要

【令和5年度予算概算決定額 77,402(77,452)百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑
高度な機能の発揮

環境保全型農業直接支払
2,650(2,650)百万円

生産方式
に着目

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

多面的機能支払
48,652(48,702)百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動

- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払
26,100(26,100)百万円

対象地域
に着目

- 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正

- ・農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域
(山口県長門市)

↑
多面的機能の発揮

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 48,652(48,702)百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上[令和7年度まで])
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上(6割以上[令和7年度まで])

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050(47,050)百万円

- ① 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)*1	③資源向上支払(長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)*1	③資源向上支払(長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

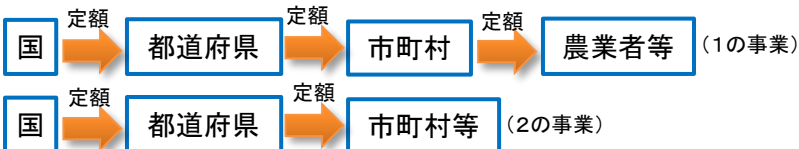
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602(1,652)百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
		田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

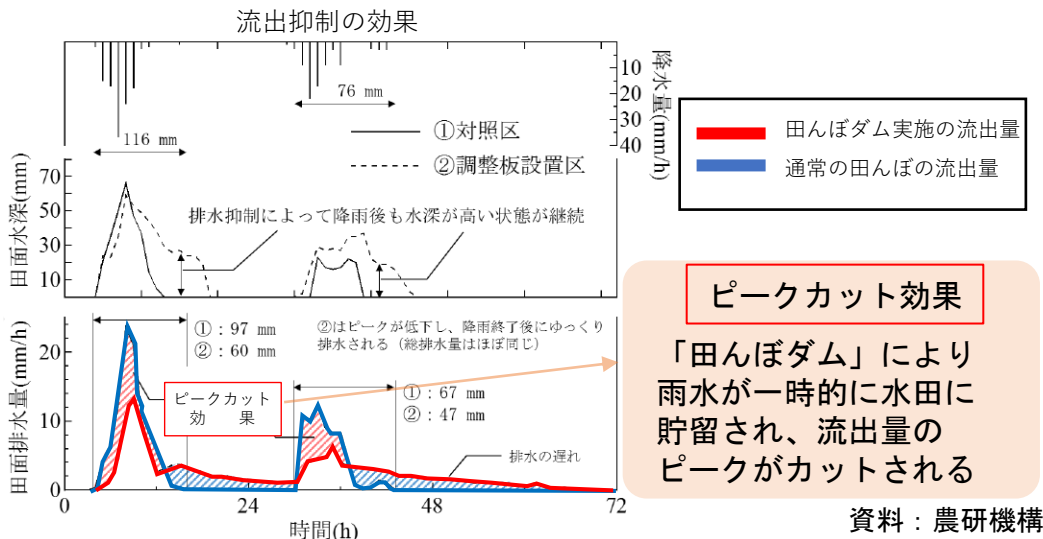
項目	都府県	北海道	交付金(定額)
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年

(※) 小規模集落加算はR4年度で終了

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組を推進する必要があることから、資源向上支払（共同）の支援対象となっている「田んぼダム」の**取組**に対して、一定の取組面積等の要件を設けた上で、加算措置を創設。
- 「田んぼダム」の効果発現には面的な広がりが必要であることから、より広範囲で取り込まれるよう支援するもの。

1. 加算対象となる「田んぼダム」の定義

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める**取組**をいう。



2. 加算措置の要件

① 市町村による計画の策定

市町村は都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画^{注1}を策定する。

注1: 既に、流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」が位置付けられている地域は策定不要

② 活動組織による事業計画の変更

- ・資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。
- ・実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載すること。

③ 実施面積

- ・事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で「田んぼダム」に取り組むこと。

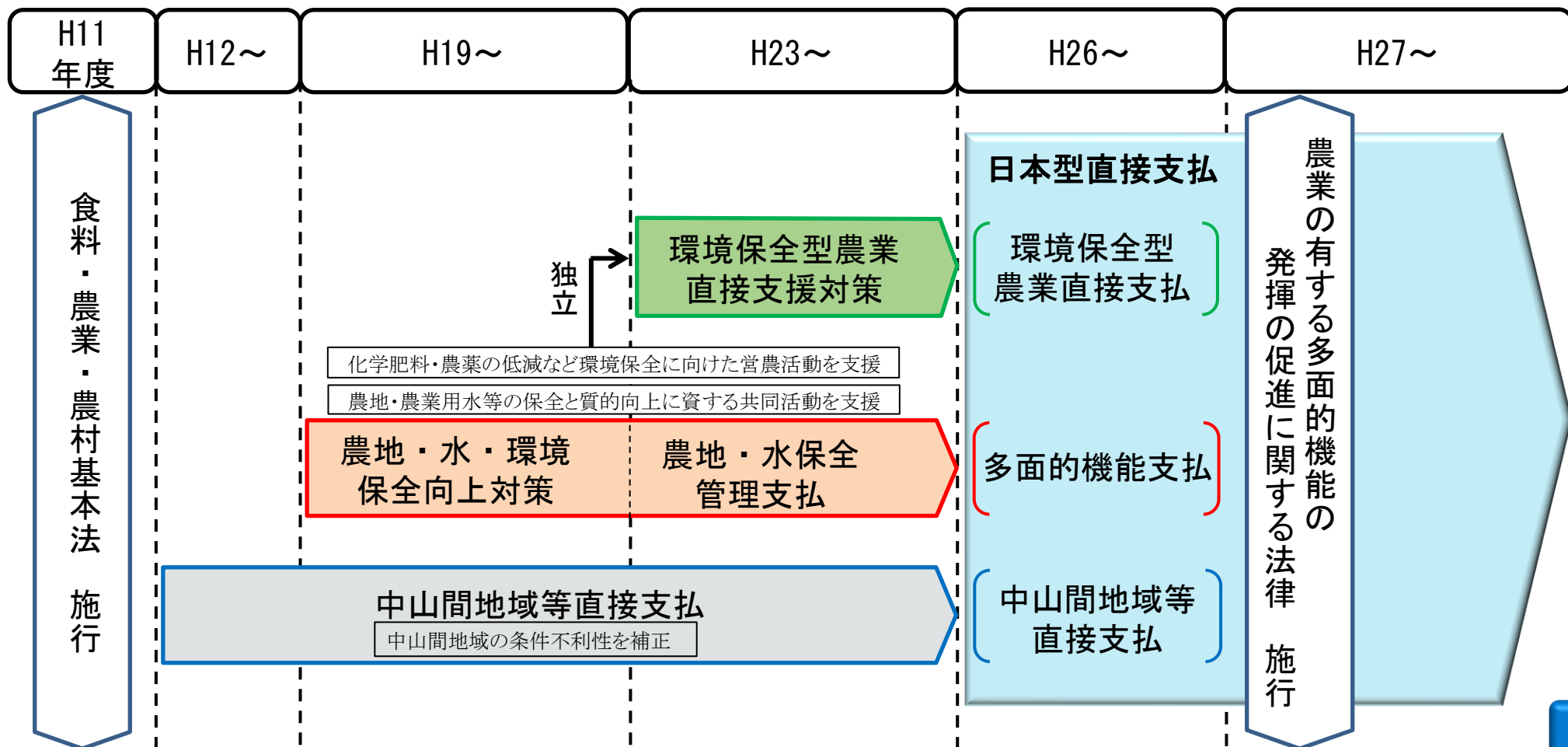
3. 加算単価

400円/10a (北海道:320円/10a)	資源向上支払(共同)	加算単価
2,400円/10a (北海道:1,920円/10a)		
事業計画期間5年		

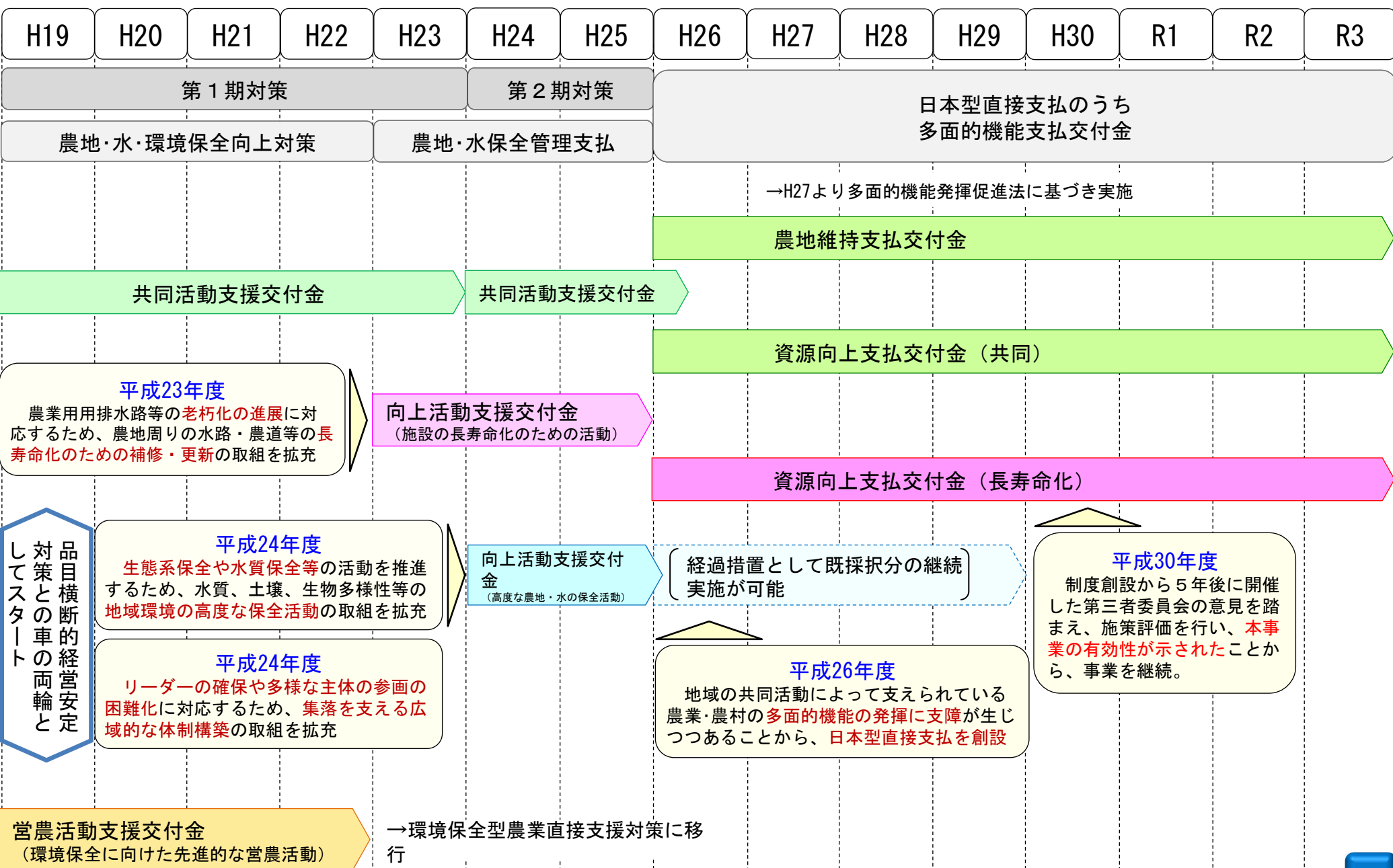
注) 本支払の活動を5年以上実施、又は長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

日本型直接支払制度導入までの経緯

- 平成12年度より、中山間地域の条件不利を補填するため、我が国初の直接支払として中山間地域等直接支払を開始。
- 平成19年度より、農地・農業用水等の保全と質的向上に資する共同活動と、化学肥料・農薬の低減など環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策を開始。
- 平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
- 平成27年度より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。



(参考) 多面的機能支払交付金のこれまでの制度変遷



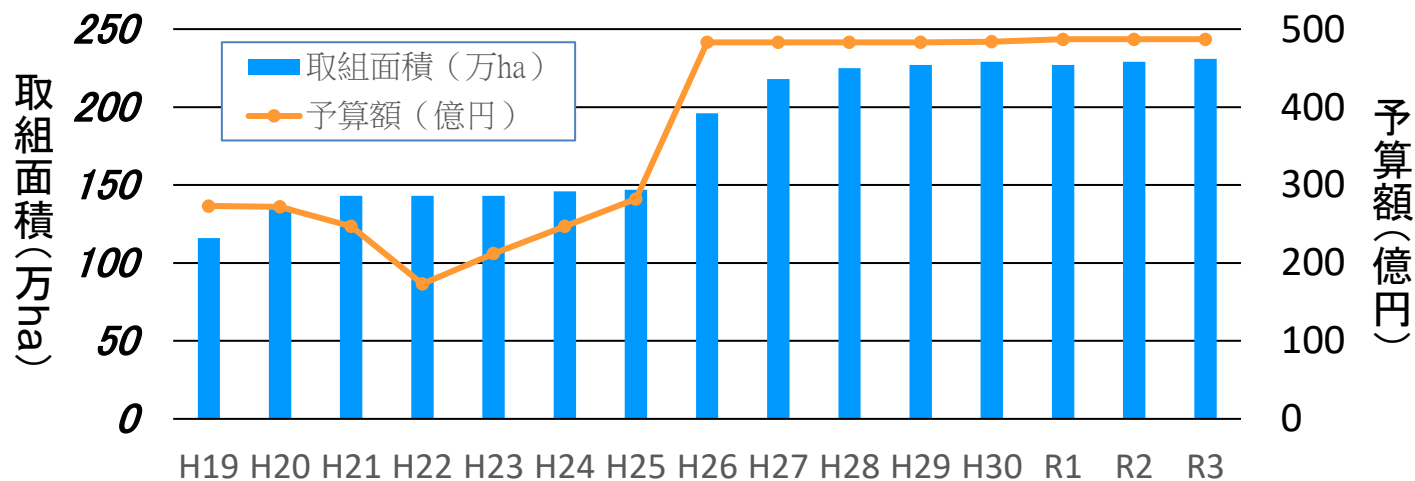
2. 多面的機能支払交付金の実施状況

(1) 予算額、取組面積

- 農地・水保全管理支払交付金は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和3年度は、約2万6千の組織、約231万haの農用地を対象とした活動を支援(加[△]率56%、平成25年度比約1.6倍)。

○予算額（国費）、実施面積の推移

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
農地・水保全管理支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	273	272	247	173	212	247	282	-	-	-	-	-	-	-	-
	取組面積(万ha) (共同活動)	116	136	143	143	143	146	147	-	-	-	-	-	-	-	-
多面的機能支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	483	483	483	483	484	487	487	487
	取組面積(万ha) (農地維持支払)	-	-	-	-	-	-	-	196	218	225	227	229	227	229	231



○対象市町村数、対象組織数（農地維持支払）

	令和3年度
対象市町村数	1,447
対象組織数	26,258

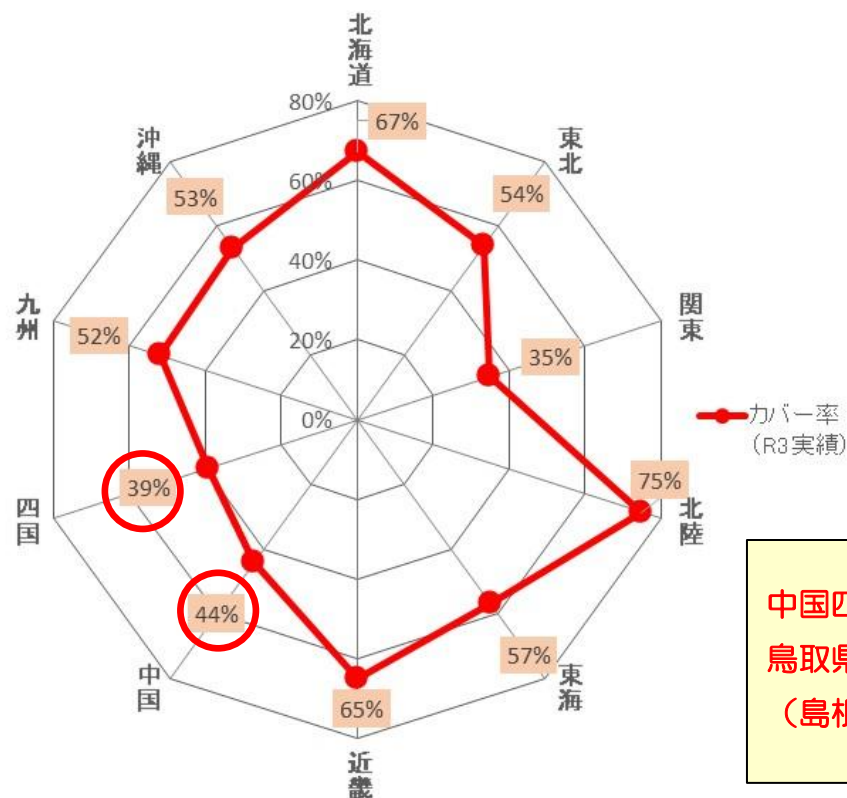
資料：令和3年度実施状況報告書

※1 H25までは共同活動支援交付金+向上活動支援交付金+推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金+資源向上支払交付金+推進交付金

(2) 地域ブロック別及び地目別の実施状況

- 令和3年度の地域ブロック別実施状況を見ると、農用地面積に対する認定農用地面積の比率（カバー率）は、北陸が75%で最も高く、次いで北海道67%、近畿65%となっている。
- 令和3年度の農地維持支払の地目別認定農用地面積を見ると、
 - ・ 認定農用地面積約231万haの内訳は、田が約145万ha、畑が約55万ha、草地在約31万haとなっている。
 - ・ カバー率は、田が65%、畑が45%、草地在44%となっている。

①地域ブロック別の実施状況（令和3年度実績）



②地目別認定農用地面積とカバー率（令和3年度実績）

	認定農用地面積 ※1 (ha)	農用地面積 ※2 (千ha)	カバー率
	A	B	A/B
全体	2,311,040	4,138.2	56%
田	1,450,265	2,219.0	65%
畑	550,589	1,213.6	45%
草地	310,186	705.6	44%

※1: 認定農用地面積は、対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地の面積。
 ※2: 農用地面積は、「令和2年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

中国四国管内のカバー率：42%

鳥取県のカバー率：53%

(島根県：57%、香川県：56%に次いで、管内では3番目に高い。)

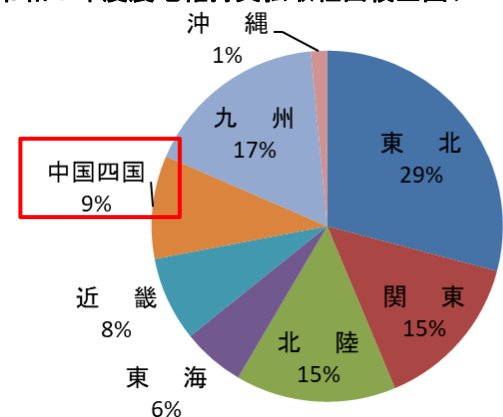
(3) 中国四国管内の多面的機能支払（農地維持支払）の取組状況

令和3年度の取組組織数、取組面積

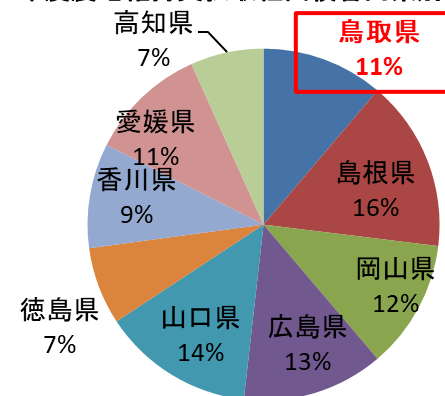
- 対象組織数は、令和2年度に比べ1組織減少し、4,121組織の取組。 **(鳥取県：621組織)**
うち広域活動組織数は、令和2年度に比べ2組織増加し、118組織の取組に拡大。
- 取組面積は、令和2年度に比べ2,582ha増加し、145千haの取組。 **(鳥取県：16.3千ha)**
- 都府県のカバー率約51%に対して、9ポイント低い42%の取組。 **(鳥取県：53%)**

	対象組織数		取組面積 (ha)	対象農用 地面積 (千ha)	対象組織 平均面積 (ha)	カバー率
	A	うち 広域活動 組織				
全国	26,258	1,010	2,311,040	4138.2	88	56%
R2⇒R3増減	25	19	20,220			1ポイント
都府県	25,517	963	1,526,835	2975.0	60	51%
R2⇒R3増減	25	18	18,497			1ポイント
中国	2,855	91	95,346	217.0	33	44%
R2⇒R3増減	1	3	1,511			1ポイント
四国	1,266	27	49,719	126.5	39	39%
R2⇒R3増減	▲2	▲1	1,070			1ポイント
中国四国計	4,121	118	145,065	343.5	35	42%
R2⇒R3増減	▲1	2	2,582			1ポイント

令和3年度農地維持支払取組面積全国シェア



令和3年度農地維持支払取組面積管内県別シェア

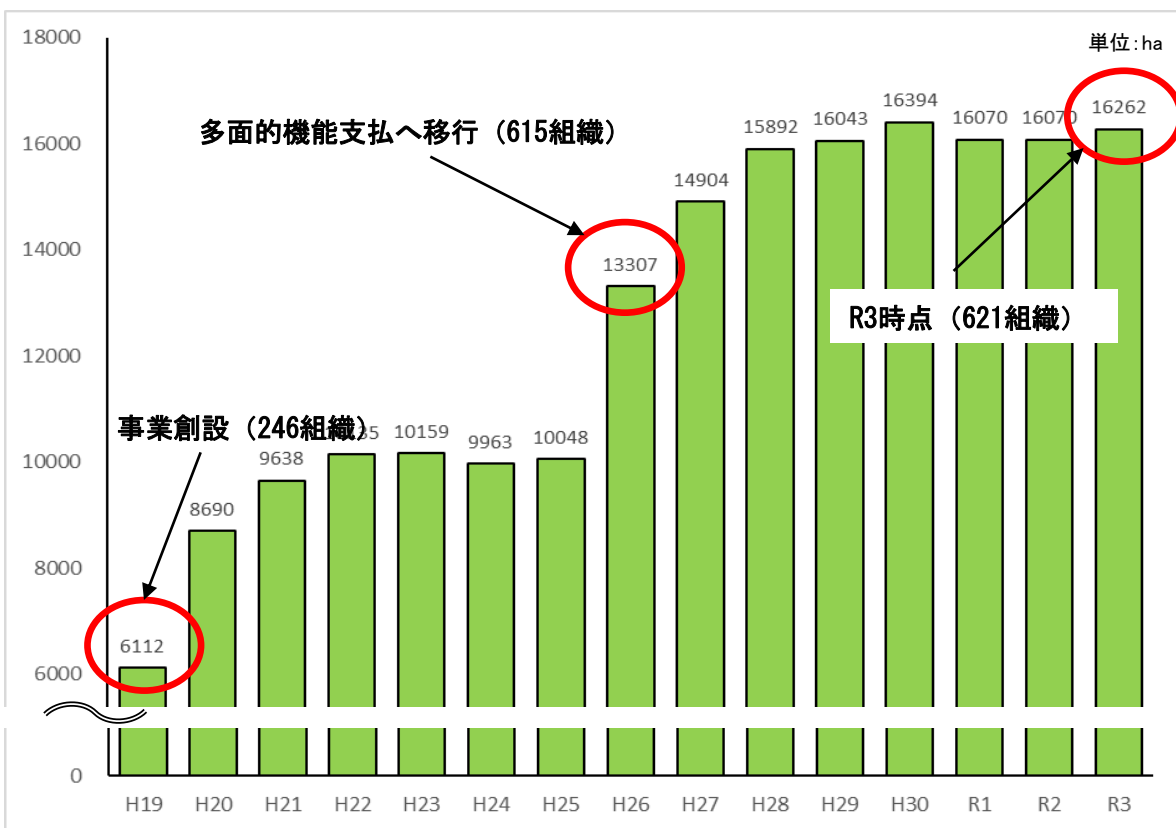


注：対象農用地面積は、「平成2年の農用地区内の農地面積調査」における農地面積に「農用区域内の採草放牧地面積（農村振興局調べ）」を基に「都道府県別農用地区内の地目別面積比率（農村振興局調べ）」による採草放牧地面積比率により推計した面積を加えた面積。

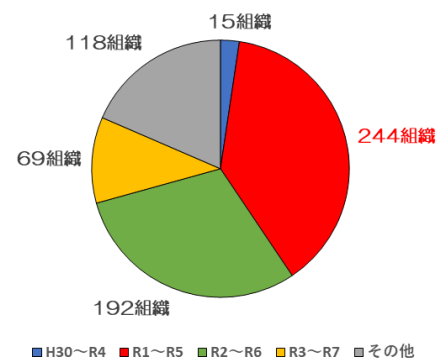
(4) 鳥取県における取組状況

- 鳥取県における令和3年度の実績面積（農地維持支払）は16.3千haで、前年度に比べて2百ha増加。
- 前歴事業である農地・水・環境保全向上対策が創設された平成19年度から10千ha、多面的機能支払交付金が創設された平成26年度から3千ha、それぞれ増加している。
- 一方、本事業の2期対策への移行時である令和元年度には、役員や活動参加者の高齢化、事務が煩雑であることから3百ha減少したところ。

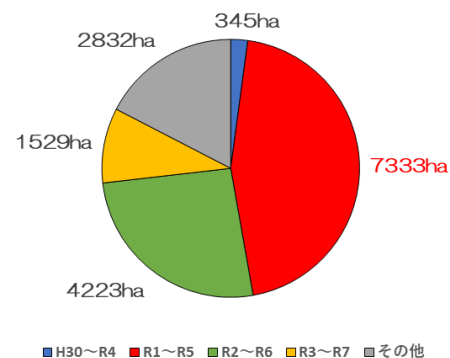
① 取組面積の推移（年次別）



② 活動期間別の活動組織数（R3時点）



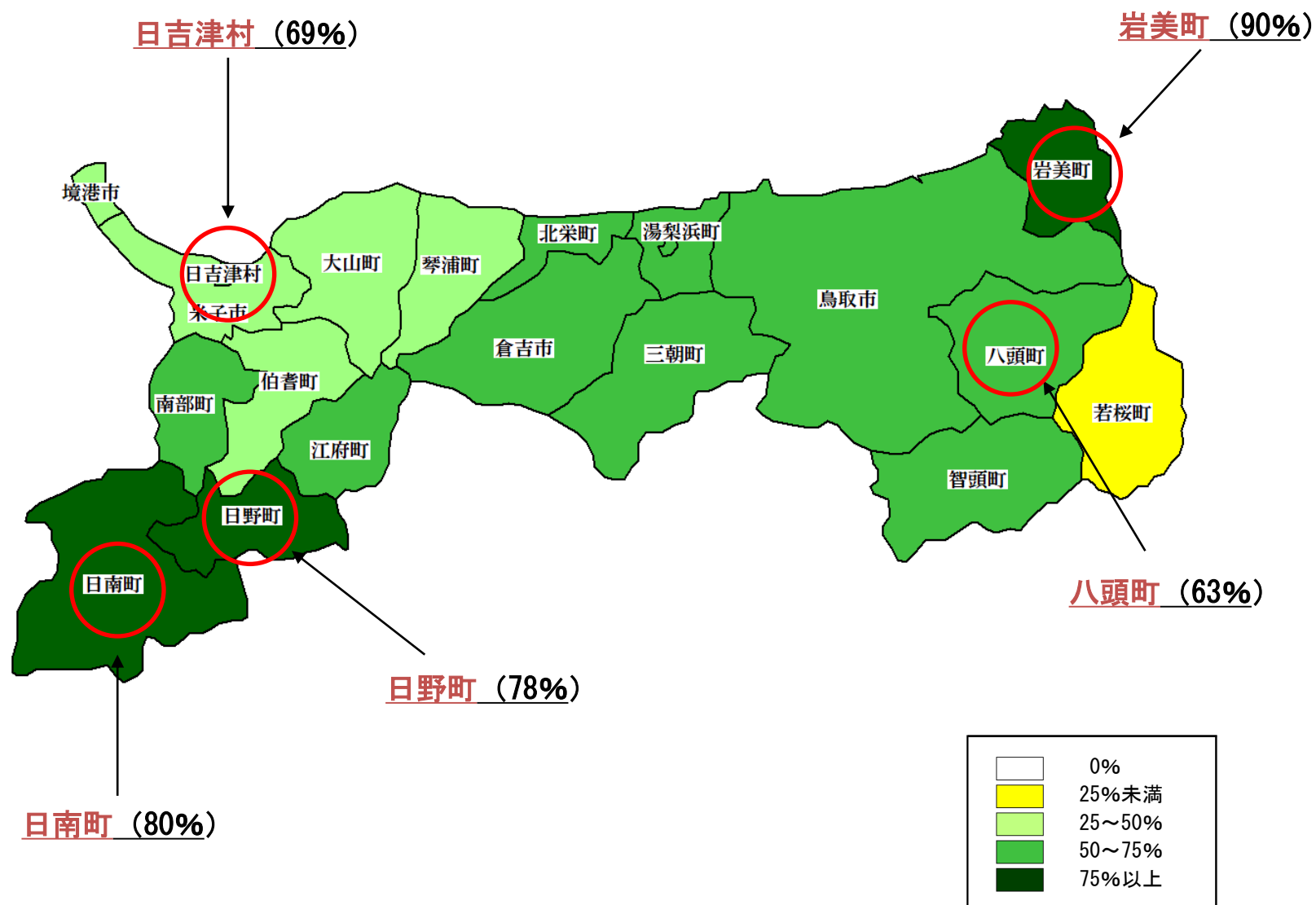
③ 活動期間別の認定農用地面積（R3時点）



※ 来年度 (R5) に活動期間を迎える活動組織は244組織。

次年度 (R6) の192組織と合わせると436組織で、全体の7割弱が2年間で次期対策への検討が必要。

④ 農地維持支払のカバー率



3. 多面的機能支払における抽出検査について（中国四国農政局）

- 中国四国農政局では、毎年、市町村及び活動組織に対して抽出検査を実施。（実施要領1の10及び2の13）
- 5年間（R1～R5）で、活動組織が存在する全ての市町村において抽出検査を実施。
- 総会の開催状況、活動の実施状況、証拠書類（活動記録、金銭出納簿、領収書、契約書類）等について確認しているところ。

令和4年度の抽出検査における主な指摘事項（中国四国管内）

【総会関係】

- ① 組織規約に基づき“総会”を開催すること。また、総会前に“監査”を実施すること。
- ② 総会開催にあたっては、総会資料と議事録を作成すること。
- ③ 総会の結果については、欠席者も含めて構成員全員に周知すること。

⇒ 近年、農政局や農水本省に活動組織の構成員からの苦情電話が増えてきています。
総会を開催して、組織や事業内容、活動計画について組織内の合意を得るようお願いします。

【活動の実施等】

- ① 実施した活動は、交付金からの支払いの有無を問わず、全て活動記録に記載すること。
- ② 翌年度への持越金が発生した場合は、その理由と使用時期を実施状況報告書に記載すること。
なお、持越金が年度交付額3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、使用予定表を作成して市町村の確認を受けること。

【契約・証拠書類関係】

- ① 外注による委託契約や工事契約においては、複数者から見積徴集すること。
- ② 長寿命化による更新工事や高額な物品を購入した場合は財産管理台帳を作成して財産管理すること。
長寿命化（更新工事）により取得した財産については、市町村又は土地改良区へ譲渡手続きを行うこと。

4. 安全管理の徹底について

(1) 多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数の推移（全国）

- ・本年度、本交付金の共同活動中に発生した事故は、**令和4年12月末時点で137件**で、前年度とほぼ同数。
- ・活動項目別では、**草刈り中が69%**を占めている。
- ・**転倒転落が全体の45%**を占め、死亡事故も発生。
- ・熱中症や蜂刺されも増加傾向にある。

年 度	事故発生 件数	取組組織数 (参考)
平成30年度	47	28,348
令和元年度	55	26,618
令和2年度	116	26,233
令和3年度	161	26,258
令和4年度 (12月末時点)	137	—

(2) 事故の報告

万一事故が発生した場合は、速やかに市町村担当者へ連絡してください。

(3) 保険の加入

安心して共同活動に取り組めるよう、**傷害保険等への加入**を推進。



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか?
- 長袖、長ズボンは着用しましたか?
- 手袋、長靴等は着用しましたか?
- 防護メガネは着用しましたか?

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。

5. 作業間隔の確保

・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

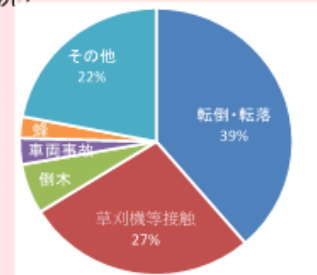
活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- 声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

■ 事故の傾向（平成24年度～令和2年度の発生状況）

平成24年度から令和2年度に350件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（39%）及び草刈機等の接触（27%）で過半数を占めています。

樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがあります。また、障害事故のみならず、物損事故も増加しており、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

■ 事故の例



(雑木の伐採)

- 活動項目：水路の草刈り
- 作業内容：雑木の伐採・除去作業
- 事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。
- 被災状況：重体の後、死亡
- 発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法（作業面反対側への切り込み）の周知不足。



スコップで砂利敷き作業中に挟まれた

(路面の維持)

- 活動項目：路面の維持
- 作業内容：砂利敷き作業
- 事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2トントラックとの間に挟まれた。
- 被災状況：死亡（内臓損傷）
- 発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

多面的機能支払發揮促進事業
中国四国農政局長表彰

広域化の事例紹介

2 土地改良区と活動組織が協力体制を構築

ひかわちょう

出雲市斐川町農地・水・環境保全管理協定（島根県出雲市_出雲市斐川土地改良区）

- 本地域は、島根県の東部にある出雲市の東側に位置し、この斐川地域では1枚の水田での水稻・麦・大豆等による2年3作の作付体系を推進しており、水田の耕地利用率は119%。
- 斐川地域では、GPSを活用した自動操舵・直進機能トラクター、ドローンを活用した生育・病害診断及び施肥・薬剤散布など「更なる水田フル活用による耕地利用率125%・後継者への技術継承」に向けたスマート農業の実証に取り組んでいる。
- 土地改良区は管理協定の一員として事務を受託。各団体と連携して活動の円滑な取り組みを先導し、公平な交付金の活用により、地域の活性化に貢献。

【地区概要】

- ・認定農用地面積 2,288.3ha
(田 2,120.4ha、畑 167.9ha)
- ・資源量 開水路 554.8km
農道 472.1km
- ・主な構成員 農業者、営農組合、
土地改良区、JA他
- ・交付金 約124百万円(H30)

農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

連携前の状況や課題

- 老朽化が進む農業用施設への対応に不安。



老朽化したポンプ



破損した用水路

事業に取り組む前は、行政への要望しがなく、当時の町財政が非常に厳しい状態であったため、必要最小限の補修でしか対応できなかった。

また、農業振興への取り組みは、県、市、JA、土地改良区等、計7組織から構成される農林事務局体制等によりまとまっていたが、施設の老朽化への対策や連携は特に取っておらず、ほ場整備事業も昭和30年代～平成19年まで長期にわたって実施され、地域内で整備水準にばらつきがあった。

連携内容



事務の委託(交付申請含む書類作成等)

- 交付金の**交付申請業務**(申請書、請求書等の作成・提出)
- 総会等**資料作成**(会長副会長会、運営委員会、保全協議会、監事会)
- 点検、計画、報告の**とりまとめ**(H30は648件)
- 施設補修の際の**技術指導**
- **会計処理業務**(通帳管理、経費・日当の支払、金銭出納簿の作成) 年2回約4,000人分を現金で支払い
- 地域内農用地の農業振興地域除外等の**交付金返還事務に関する事項**
- **実績報告に関する事項**(成果品の作成・提出、監査)

連携の効果

安心感

職員体制が整った土地改良のため安心して委託ができる

地域の繋がり

共同活動により地域の繋がりが強くなった

公平な交付金活用

全町の状況が把握できるため公平な交付金の活用が可能

情報共有

土地改良区に全て集中するので、他地域の活動も把握できる

団体の連携

土地改良区を中心に各団体が連携し事業の推進が可能

住民への周知

土地改良区が各地で説明会等を行い情報提供が可能

斐川町をひとつの地域として考え、
全町一本で取り組む
→一町一農場をめざす

昭和30年代からほ場整備事業に携
わっている、地域密着型の頼れる組織

きっかけ

- ほ場整備事業完了
- 施設の老朽化
- 町の財政不足

Step1 (H17~H18)

事業概要の把握

- 水路等の施設補修が実施可能

Step2 (H18~)

取組エリアの決定

- 一体的な取水・排水等により一つの地域として取り組む

Step3 (H18~)

事務局の選任

- 斐川町の農業用施設を熟知している土地改良区

土地改良区が事務作業を行うメリット

◆活動組織のメリット

- ①事務処理の負担がない
- ②行政・JA・土地改良区が連携し円滑な事業の推進が可能
- ③取り扱う施設の事業区分が明確（補助金の二重投資防止）
- ④重点的な施設の補修（地域のとりまとめ）
- ⑤信頼性（ほ場整備率100%である斐川を熟知したプロ集団）
- ⑥地元との繋がりが深いためスムーズな活動が可能
- ⑦地域主体の活動や幅広い活動の展開が可能 e t c .

◆土地改良区のメリット

- ①事務委託費による収入の増加
- ②これからの再基盤整備に向けた地域の把握
- ③地域住民との繋がり
- ④土地改良区の重要性
- ⑤行政への発言力 e t c . . .

施設の老朽化・破損

多面的で補修

相談・協議

迅速な対応が可能！



土地改良区職員も参加する檢査活動



女性の活躍により地域を活性化

将来に向けて

- 施設の長寿命化のための活動の幅広い展開
- 農村環境保全活動の全町での取り組み
- 女性の活躍により地域を活性化
- 農作物や農業用施設を脅かす鳥獣等への対策

今後の展望

Step6 (H19)

定款の変更

- 数々の協議や土地改良区の理事会を経て総代会で承認

Step5 (H19)

委託金額の設定

- 土地改良区職員人件費を日報により積み上げて計算

活動組織・改良区の双方が納得できる金額の算出根拠が必要であった

Step4 (H18)

参加団体の決定

- 農業関係団体を中心に組織、各団体へ説明会の開催

3 土地改良区を核とした広域活動組織の設立

しものせきしとよた

とよたちょう

下関市豊田地域広域協定（山口県下関市_下関市豊田町土地改良区）

- 本地域は、山口県の西部にある下関市の北部に位置し、この豊田地域では昭和40年代より基盤整備事業に取り組んでおり、平成30年度末で約1,400haの整備が完了している。広域組織ではこのうち約7割で本制度に取り組んでいる。
- 豊田地域では、広域組織にも参加している7つの農事組合法人を中心に、基盤整備実施済の農地において、水稲、麦や大豆等の栽培を行っている。また、梨の生産も盛んに行われている。
- 土地改良区は広域化以前より旧豊田町の3活動組織と連携を持ちつつ活動を行ってきた。しかし、煩雑な事務処理のため活動継続が困難な集落の存在や、高齢化による共同活動参加者の不足など、様々な問題点があり、それらを解消するため、土地改良区が3活動組織の橋渡し役となり組織の広域化を行うことで安定した保全活動の継続が可能となった。

【地区概要】

- ・認定農用地面積 997.7ha
(田 970.1ha、畑 27.6ha)
 - ・資源量 開水路 230.3km
農道 89.1km
ため池 89箇所
 - ・主な構成員 農業者、農事組合法人、
土地改良区
 - ・交付金 約93百万円(H30)
- (農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化))

連携前の状況や課題

①構成員の高齢化

- 取組が12年目を迎えたが、各組織では構成員の高齢化が進み、「役員交代ができない」「事務処理が複雑になってきている」で活動の継続ができないと声が上がっていた。

②事務担当の変遷

- 平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組んでおり、多面の事務は市の職員が行っていた。
- 平成23年度から長寿命化の取組み開始事務の増加や交付金の返還となる案件が発生、市の提案で土地改良区が事務を行う。
- 平成26年度から長寿命化の担当を1名採用。平成27年度には事務全般の担当を新たに1名採用し、現在2名体制。

連携内容



- 申請(計画・変更・交付金)等書類作成
- 活動記録(日報・参加者名簿)等の整理
- 領収書整理・日当等支払額算定・金銭出納簿の整理
- 交付金管理(会計を一本化)
- 外部委託(資材購入)に係る発注等手続き
- 長寿命化に係る発注・管理・検査
- 支部間、行政との連絡調整
- 運営委員会の本部的役割(活動計画・予算(案)委員会開催)

連携の効果

事務局

- 土地改良区と多面組織は既に連携できていたが、広域化により、さらに連携強化が図られた。
- 広域組織になってからは、地域の中で優先順位をつけて、厚くお金をかけるところ、そうでないところのメリハリをつけて交付金を使うようになった。
- 広域化により、総会の準備等が楽になった。

活動組織

- 土地改良区と接する機会が増えることにより、密に他の集落との連携が図れる。
- 会計等の事務処理の心配がなくなった。
- 事務処理が軽減されることにより、多面活動に専念できる。
- 高齢化等により共同活動が困難となった集落に対して隣接集落が支援を行うことが可能になった。

農地を維持していくには、土地改良区が中心にならなければ!!
→土地改良区全域の広域協定を目指す!

きっかけ

- 構成員の高齢化
→共同活動への不安
- 事務局の負担増
→事務を担う後継者の不足

Step1 (H29.11)

保全隊役職者会議

- 保全隊の現状と課題を整理

Step2 (H30.1~)

**第1~3回
広域検討委員会**

- 広域組織化のメリットや活動内容、体制を検討

Step3 (H30.4)

**第1回
支部代表者会議**

- 各集落に対し広域組織化のメリットや活動内容、体制を説明

個別集落毎に説明会を開催

(集落代表者が持ち帰り、43集落毎に説明会を延べ43回開催)

Step4 (H30.6)

**第2回
支部代表者会議**

- 各集落の最終意思確認を代表者へ依頼

個別集落毎に協議等を実施

(土地改良区・市が関係集落全43の集落代表者と協議、現地確認実施)

土地改良区が事務作業を行うメリット

◆活動組織のメリット

- ①会計管理等を含む事務処理の負担が軽減される。
- ②面積が大きくなる分、交付金が増えて必要に応じて広域協定内で交付金を融通することができる。
- ③各地域間で交付金にあまり差をつけないように配分計画をたて、地域間の調整を行っている。
- ④また、地域の中で優先順位を付けて、交付金を厚く配分するところ、そうでないところのメリハリを付けて使うことも可能となった。
- ⑤単独では共同活動の実施が困難だったが、隣接集落と協力して実施が可能になった。 e t c....

◆土地改良区のメリット

- ①事務委託費による収入の増加。
- ②活動組織の役員と土改区の役員が重複していることから、決め事がスムーズに進み、円滑な事業の推進が可能。
- ③活動組織との接する機会が増え、密な情報の交換・共有が可能となる。
- ④効率的な土地改良施設の管理が可能。
- ⑤市との連絡体制が強化。 e t c....

次期5年間の

取り組みをしないと表明した集落・支部に対して、丁寧に再考の説明(6集落で延べ7回開催)

将来に向けて

- 基盤整備済の農用地を取り込んで広域活動組織の取組面積を拡大。
- 施設管理准組合員制度の導入により、より近い関係をつくり、活動組織と土地改良区が一体となり地域資源を保全。
- 他団体との連携を充実し、集落の活性化を目指す。

今後の展望

Step7 (H31.4)

設立総会

- 下関市豊田地域広域協定運営委員会

Step6 (H31.2)

**第5回
広域検討委員会**

- 名称、運営委員会規則(案)、役員を選任(案)を協議

Step5 (H30.11)

**第4回
広域検討委員会**

- 広域協定書・運営委員会規則(案)、事務局への委託料率を説明

広域組織設立まで、みんなが納得いくまで何回も話し合いを行う!!



何度も協議を重ね...

広域化が実現!
(設立総会の様子)



「多面的機能の発揮の活動と地域リーダー」

まち一体で守る「土佐天空の郷」

とさてんくう ざと



川村隆重(高知県)
土佐天空の郷保全会代表

一、はじめに

「土佐天空の郷保全会」(以下「本組織」という)が活動する本山町は、四国の中央部、吉野川の上流域に位置する水と緑の豊かな美しい山里があり、人口約3300人の町です。本町全体で65歳以上の割合が約46%を占めており、人口減少及び高齢化が進んでいる状況です。高い山々の谷間に広がる標高2500~8500mほどの伝統ある棚田は、優れた景観により観光名所となっているほか、寒暖差を利用して高品質な米や野菜が生産されています。中でもブランド米「土佐天空の郷」は、お米日本一コンテストで特別最高金賞を獲得するなど、町を代表する農産物として棚田米ブランド化の取組を進めています。また、棚田を後世に伝えていくために、「土佐・本山天空の棚田群」と称し、人をつなぎ、未来へつなぐ棚田をキャラクター「つなぐ棚田遺産」に



===

も認定されています。一方で、農業者の高齢化や担い手不足が深刻で、農業用施設のお朽化や災害による損壊、山間部ゆえに水路・農道が長く未整備施設が多いといった課題から、耕作の継続を諦めるケースも増えていました。これらの課題に対して、集落ごと

二、設立の経緯

本町では、どの集落でも農業者の高齢化や担い手不足が大きな課題となっていました。そこで、平成28年度から集落ごとではなく、町全体がひとつとなって農地を守る仕組みづくりの検討を進めました。平成30年度には、町職員が各地の中山間地域等直接支払制度の集落協定で開催される総会に出席し、多面的機能支払制度の事業説明を行うことで合意形成に努めました。地区からは「両制度(中山間直払と多面)両方の事務を行うことは難しい」「現状の活動だけで十分」などの意見がありました。集落が不安視している事務の負担軽減を図り、地域の課題に対してより一体的な取組につなげるため、本山町農業公社が一括して事務を行うことを提案し、以前まではボランティア活動として行っていた草刈りや田役作業も活動の対象として日

三、組織体制

本山町農業公社を拠点とし、運営は同公社職員と地域おこし協力隊の2名が事務局(計画のまとめ、実績集計、支払等の会計経理)を担当しています。また18集落それぞれに委員を1名配置し、委員は集落内での意見調整や一斉活動への参加の呼び掛けを実施しています。各集落の実情に沿った活動計画を策定の上、活動実施後は、委員から事務局に実施報告をすることで、農業

者の事務負担の軽減に繋がると同時に、事務局では集落ごとの課題の整理・集約化もできるようにしました。

四、主な取組

(一) 地域資源の基礎的保全活動
本組織の活動範囲は、中山間地域等直接支払制度とはほぼ重複しており、中山間地域等直接支払制度では、個人配分や共同利用機械の購入に活用するなど、両交付金の連携・役割分担を行いながら、担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等で、例年4月と7月に農道の草刈りや水路の泥上げ、遊休農地発生防止のための保全管理などの共同活動に取り組んでいます(草刈りや泥上げは、集落単位で年に約70回ほど構成員のメンバーを中



泥上げ

心に非農家も参加)。また、それ以外の期間にも定期的に草刈り等を実施することで、遊休農地の発生防止に努めています。

(二) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

各集落から農地の保全管理の状況を聞き取り、必要に応じて委員会や情報共有の上で、農地保全に向けたアイデアを出し合う場を設けています。

(三) 地域の共同活動で行う農地・施設の保全管理

農地・施設の保全管理活動は、未舗装の農道及び水路、農地法面の破損や水路接合部からの水漏れの状況等について点検や機能診断を行い、その結果に基づき、農道舗装や農地法面の復旧、水路の目地詰等の



農道コンクリート舗装(直営施工)

補修作業を実施しています。また、資源向上支払(長寿命化)の一部は共通予算とし、各集落の要望の中から委員会決定した優先順位の高い工事に活用し、小規模集落でも必要な施設の補修が行えるよう工夫しています。

(四) 継続的に行われている農地環境保全活動

景観形成を図るため、下津野地区・高角地区が中心となり各10名程度で、地域にパンジー、ハボタン等の植栽に取り組んでいます。



花の植栽

(五) 多面的機能の増進を図る地域の農作物被害防止及び鳥獣



鳥獣害の防護種設置

五、おわりに

本組織は、町が一体となって活動することにより、面積が広い地区も狭い地区もこれまで以上に施設の補修や更新を行うことができており、これが農地を守ることに繋がっており、と感じています。

引き続き、更なる効率化を図るため、SNSなどスマホアプリを活用した報告体制の整備や、地区内の非農家や地区外の構成員など活動への参加者の多様化の促進、農業が行いやすい環境づくりを目指した取組を進めています。

(2023年1月受給)